

(資料2)

自殺対策推進会議  
(第12回)  
議事録(案)

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)



# 自殺対策推進会議（第12回） 議事次第

日 時：平成23年6月16日（木）10:00～11:51

場 所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

○自殺者数の推移について

○自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について

## 2. 閉 会



○樋口座長 おはようございます。まだ到着されてない方が2～3人いらっしゃいますけれども、時間になりましたので、ただいまより第12回「自殺対策推進会議」を開催したいと思います。

本日は蓮舫大臣にお越しいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○蓮舫大臣 おはようございます。大変お忙しい中、自殺対策推進会議にお集まりいただき、ありがとうございました。

言うまでもなく、我が国の自殺者数の高さというのを少しでも下げていきたい。救える命を少しでも多く救っていきたい。過去の政府も今の政府も、同じ思いで取り組んできているところでございます。13年連続3万人を超える自殺者数、また、今年の5月は前年同月に比べて非常に辛いことですが、プラス18%という数が報告をされております。

大綱ができて、その大綱に基づいて今日もお越しいただいておりますが、各府省も積極的に施策を講じていただいております。この3年間に講じていただいた施策をまさに今日から委員の皆様方にヒアリングをしていただいて、そして次回の大綱に向けてもっとどういう施策が求められるのか、効率的という言葉が適切かどうかはわかりませんが、一人でも多くの命を救うために皆様方の知見、皆様方の御意見をいただき、是非積極的に御審議をいただいて、来年の大綱につなげていただければと改めてお願いをしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○樋口座長 ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りしたいと思います。本日は、最初に分析班の方から5月の自殺者数についての報告を受けた後に、自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について、各府省からのヒアリングを本日は第1回目ということで行うこととしております。

なお、前回の会議の最後のところで、委員の方から御質問等をいただいた事項のうちで、その場ですぐには答えられない、あるいは十分な資料が手元にない等々のことがあったものについて、次の会でというお話になっておりました。本日はそれを最後のところで、ヒアリングが終わった後に担当府省の方から回答を聞かせていただくことにいたします。

それでは、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○安部参事官 お手元に「議事次第」という紙を配付しておりますが、その議事次第に書いております配付資料といたしまして、事務局が用意いたしました資料としまして、資料1「自殺者数の推移」から資料4「自殺総合対策大綱」まで4つがあります。あと、委員から提出された資料としまして「五十嵐委員提出資料」「斎藤委員提出資料」を配付しております。また、文科省から提出した資料がございます。参考資料としまして、先週金曜日に閣議決定されました自殺対策白書を置いております。

以上でございます。なければ事務局に言っていただけたらと思います。お願いいたします。

○樋口座長 よろしいでしょうか。資料の過不足がございましたらお申し出ください。

それでは、最初の議題でございます自殺者数の推移につきまして、経済社会総合研究所に置かれました分析班の方から御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○市川総務部長 では、横長の資料1「自殺者数の推移」というタイトルの資料をごらんいただければと思っております。

まず、5月までの全国の自殺者数の推移、発見日ベースでございますが、今年のもは点線の▲の薄いものなんですけれども、3,281人と急増しております。先ほど大臣から御紹介があったとおりでございます。警察庁で月別の自殺者数を取り始めた平成20年以降で過去最高ということ、前年度比で499人増、17.9%増、前月と比べても600人以上増という状況でございます。

次のページを示していただきますと各都道府県別の増減率でございますが、左から秋田、栃木、奈良、和歌山、徳島、香川、熊本、沖縄、こういったところで50%以上増えているわけでございます。

3ページに移っていただきまして、全国の増加率が18%でございますが、それに各県が何%を占めているかというものを書いたグラフでございますけれども、ごらんいただくとわかりますが、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、福岡県といった大都市の占める影響がかなり大きい。6番目は一番右側の沖縄でございます。それと、全般的に上昇している状況が見てとれます。

現在、あとの2枚にあります都道府県別の合計しかございません。いずれ警察庁から男女別、年齢・階級別、職業別、原因・動機別などが解析できる個票データをいただきますので、それをいただいた段階で、早速解析する予定でございます。

とりあえず以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問等ございましたらお願ひいたします。まだ数値だけでございまして、分析はこれからということのようでございますが、よろしゅうございませうか。また後ほど何かございましたら御質問をお受けいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日から始まりますヒアリングということでございまして、まず自殺総合対策大綱に基づく府省施策の進捗状況がどうなっているかということで、各府省の方から説明をお願いするわけでございます。総合対策大綱においては、自殺を予防するための当面の重点施策において具体的な施策が列挙されております。これはもう御承知のとおりでございますが、各府省にはこれに沿って進捗状況を確認してもらいまして、お手元の資料3の方にまとめてございます。これからいただきます説明は基本的に資料3の順番、すなわちこれが大綱に記述されている施策の項目順ということになります。

そういうことで進めてまいりたいと思っておりますが、本日はそのうちの「1. 自殺の実態を明らかにする」から「4. 心の健康づくりを進める」まででございます。まず、そこまで

についての報告をいただくということでございます。

それでは早速「1. 自殺の実態を明らかにする取組」のところからお願いをしたいと思  
います。頭は内閣府の方からお願いしたいと思います。

○安部参事官 では、資料3の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

「1. 自殺の実態を明らかにする取組」の「(1) 実態解明のための調査の実施」の中  
の「内閣府」というところでございますが、内閣府といたしましては自殺に関する国民の  
意識を把握する等のため、平成19年5月にはこころの健康（自殺対策）に関する世論調  
査を実施したほか、平成20年2月には自殺対策に関する意識調査を実施しております。

19年5月の世論調査におきましては、例えばでございますけれども、自殺に関する関心  
度をはかる上で、国民に対しまして「自殺者数は年間3万人を超え、交通事故死者数と比  
較して4～5倍になっているということを知っていますか」と聞いたところ「知っている」  
という答えが66.4%、過半ではございますが、そのことについてすら知らないという方が  
33.6%という形で、3分の1を超える方がこのことについて知らないということござい  
ました。

また、自殺に関する偏見の程度をはかる上で「自殺は覚悟の上の行為である」というこ  
とにつきまして「そう思う」と答えた方が58.3%、「自殺を口にする人は、本当は自殺し  
ない」と思う人は50%という形で、なかなか正しい理解が進んでいないという実態が明ら  
かになっているところでございます。

また、3つ目、4つ目の○にありますとおり、平成20年度、22年度におきまして、所  
要の調査を行ってきているところでございます。

3ページに飛びまして「(6) 既存資料の利活用の推進」警察庁さんに御協力をいた  
だきまして、平成19年、20年につきましては警察署で別のデータをいただきまして、内閣  
府がとりまとめて公表したところでございます。また、21年分のデータにつきましては、  
市区町村別のデータをとりまとめて公表したということでございます。

22年4月からは、毎月、警察庁さんから市区町村別のデータを提供いただけるようにな  
りまして、4～8月分までは内閣府の自殺対策推進室において「地域における自殺の基礎  
資料」としてとりまとめ、公表してきたところでございます。

推進室からは以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

申し遅れましたけれども、皆様からの御意見あるいは御質問をいただくのは「1. 自殺  
の実態を明らかにする取組」と、次の「2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組」  
この2つについて各省庁からの御説明をいただいた後に御質問の時間をとりたいと思いま  
す。そして残る3、4を後半に、また説明を受けたいと思しますので、よろしくお願  
いいたします。

それでは続けて、どうぞお願いいたします。今度は内閣府の分析班。

○市川総務部長 分析班でございます。1ページの真ん中の段にあります。先ほど御紹

介いたしましたように「警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表することとした」ということでございます。

次が3ページ目の上から3つ目の四角でございますけれども、22年の9月分以降は経済社会総合研究所に警察庁さんの方から詳しい個票データをいただきまして、それで分析をするということで、22年9月、22年の年次のデータについては、都道府縣市町村別までの基礎資料を作成・公表しております。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして厚労省の方から、よろしく願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省障害部でございます。資料3の1ページ目の部分、3つ目のところでございますが、実態解明のための調査の実施ということで、厚生労働科学研究の中で、こちらにございます研究を推進しております。こちらの研究の成果物を踏まえて、自殺未遂者のケアのガイドラインを作成すること、あるいはそれに関するようなシンポジウムを開催することなどの活用をさせていただいております。

2ページ目をごらんください。「(2) 情報提供体制の充実の部分」では、自殺予防総合対策センターのウェブサイトやセンターの方でつくっていただきましたリーフレット、ブックレットなどを刊行、配布をさせていただいております。この点、補足があれば竹島センター長からも補足をしていただければと思います。

また「(3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進」「(5) うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発」ということで、同様に厚生労働科学研究の研究班を編成いたしまして、例えばうつ病の部分で言いますと、うつ病の場合に特徴的な物質を検出する検査技術の開発につながるような研究などを、推進させていただいております。

4ページ目をごらんください。下の部分、自殺予防総合対策センターの取組みということで既存資料の利活用の推進の部分ですが、こちらにございますような人口動態調査に基づくデータの提供等を行っているところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

竹島センター長から何か補足はありますか。

○自殺予防総合対策センター まず、ウェブサイト「いきる」の方なんですけれども、今、月間で5万アクセスぐらいがございまして、大体、自殺対策に取り組む自治体とか関係団体の方からのアクセスでございます。

途中から「いきる・ささえる相談窓口」という相談窓口を設けまして、これがYahoo!JAPANの方から「死にたい」とか「自殺」とかいった言葉を入れた場合には、そのささえる相談窓口の方が表示されるようになっておりまして、夜間等にはその方のアク



セスが増えているという状況がございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思います。今度は文科省です。

○文部科学省 文部科学省でございます。資料の2ページの「(4) 児童生徒の自殺予防についての調査の推進」について、御報告を申し上げます。

文部科学省では、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を平成20年から実施しております。この会議では、残念ながら自殺が起きてしまった後に残された子どもや家族に対するケア、子どもの自殺の実態把握のための体制の整備をどう進めるか等について調査研究を行ってきました。

その成果として、本日お手元にもお配りしております緑のリーフレットとパンフレットでございますが、平成21年3月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、22年3月には「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成し、各教育委員会、学校等に配布したところです。

直近では、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を実施する場合の指針等を盛り込んだ、調査研究協力者会議の22年度の審議のまとめを公表するとともに、都道府県・教育委員会等に発出したところです。

こういったことを踏まえ、残念ながら子どもの自殺等が起きたときに、背景調査を進めるときの手順や留意点などを通知として示して各都道府県教育委員会等に発出したところです。この調査研究協力者会議は、今後も継続して行っていく予定でございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁の方からお願いいたします。

○警察庁 続きまして、警察庁から御説明申し上げます。資料3の3ページの真ん中から次のページの真ん中ぐらまででございます。大きく分けまして、自殺統計原票の見直し、自殺の概要資料の公表の仕方、自殺統計データの提供の仕方の3つでございます。

自殺統計原票の見直しの方でございますが、これにつきましては、より自殺対策に資する資料を提供できるよう、平成19年1月から自殺の原因・動機の項目を中心に見直しを行いました新しい自殺統計原票の運用を開始してございます。

また、平成21年1月からは自殺者の発見地、自殺したのが見つかった土地でございます。それから生前の住所地、生きておられたときの住所地、これに係ります市町村コード、市町村の町名がわかるような番号でございます。これらを追加した原票を運用しているところでございます。

また、自殺の概要資料の公表でございますが、これは従前、次の年の5月か6月に公表いたしておりましたものを、より早期に公表することが自殺対策に資するという考えの下、平成22年中の自殺の概要資料の公表につきましては、政府の自殺対策強化月間に合わせ

まして、平成 23 年 3 月に公表いたしましたところでございます。

更に月別の自殺者数でございます。これにつきましては、平成 21 年 3 月から実施をいたしましたところでございますが、より迅速に公表するために平成 22 年 5 月分からは翌月の月上旬、基本的には大体 4～6 日ごろに速報値を、更に中旬に暫定値を、ホームページで更新・公表しております。このように速報値、暫定値と変わりますのは、当初、死因が不明だったものが、後で自殺とわかるということもございまして、それぞれ正確を期して提示しているものでございます。

最後に自殺統計データの提供でございますが、これにつきましては内閣府の御説明にありましたように、内閣府の依頼に基づきまして提供いたしておるところございまして、平成 21 年 11 月に平成 17 年～21 年までの 5 年分及び平成 21 年 1 月～9 月までのものを一括して、以後は月毎に自殺統計の原票データを内閣府さんに提供いたしまして、分析をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

次に、2 つ目の項目でございます。「国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組」につきまして、これも関連する府省の方から報告をいただきます。お手元の資料で 4 ページの一番下のところから始まっております。

それでは、これも内閣府からお願いいたします。

○安部参事官 では、4 ページの一番下の四角の欄「(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施」をごらんいただきたいと思えます。

大綱におきまして、9 月 10 日からの 1 週間を自殺予防週間と設定しております。この自殺予防週間を中心といたしまして、例えば地方公共団体と一体となって、例えば民間団体と一体となって、さまざまなシンポジウム等を展開してきたところでございます。

5 ページの○の 4 つ目を見ていただきますと、21 年 2 月に「自殺予防のための行動～3 つのポイント～」とありますが、この大綱でも言っています「気づき、つながり、見守り」この 3 点が大事だということを当時の大臣から強く国民に対して訴えたところでございます。

また、次の「自殺予防週間（9 月 10 日～16 日）において」の中におきまして④を見ていただきますと、昨年 9 月 10 日におきましては「東京駅前において街頭キャンペーンを実施」とありますが、当時のタスクフォースの共同座長である 3 大臣に加え、菅総理も激励に来ていただいて、東京駅前で街頭キャンペーンを行ったところでございます。

また、その下の○にありますけれども、例年自殺者数が最も多い 3 月を昨年から「自殺対策強化月間」ということで対策を強化しているところでございます。「関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ」というところでございますが、内閣府としましてはテレビ・新聞・ラジオ・インターネット・鉄道広告、さまざまな媒体で啓発活動を行っております。

昨年の3月におきましては、不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」というものを展開いたしました。

今年におきましては④のところにありますけれども、周りの人の悩みに誰もが気づくことをテーマにした「気づき」を促すキャンペーンというものを実施したところでございます。その中で自殺対策の担い手であるゲートキーパーを増やすため、あなたもゲートキーパーになりませんかと呼びかけもしたところでございますが、地方公共団体におきまして、ゲートキーパー養成研修を積極的にやっていただきたい、そういうことから内閣府としまして、次のページの⑤にありますけれども、ゲートキーパー養成研修用DVD等々を作成いたしましたして、公共団体の方々にこれらの活用を呼びかけたところでございます。

また、⑥としまして公共団体の職員を集めた「自殺対策ファーストエイドワークショップ」というものにつきましても、この強化月間に向けてやったということでございます。

今後とも予防週間・強化月間におきまして、関係省庁、地方公共団体等と一体となった全国的な啓発活動を展開していくつもりでございます。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省からお願いいたします。

○総務省 総務省でございます。総務省におきましては、メディアを通じて流されます情報によって自殺が誘発されるということがないように、メディアリテラシーの向上ということで取り組んできているところでございます。

具体的には資料の6ページの中ほどになります。児童生徒の自殺予防に資する教育の実施ということでございまして、児童生徒向けのメディアリテラシー向上のための教材の開発、あるいはその周知啓発でありますとか、保護者あるいは教職員といったものを対象に啓発講座を実施いたしましたほか、小学校の教員を対象といたしまして、授業の実践パッケージの開発の周知啓発、そういった点に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

続いて、文科省の方からお願いします。

○文部科学省 文部科学省でございます。資料の6ページでございます(2)児童生徒の自殺予防に資する教育の実施についてですが、このうち文部科学省では自殺予防に資するという観点から生命を尊重する心をはぐくむ道徳教育や、情報モラル教育、インターネット等を利用する際の注意点等の普及・啓発、有害情報対策等について幅広く実施してきているということが書かれておりますけれども、そのうち幾つかについて御説明申し上げます。

まず6ページの最初の○にありますように、学校においてかけがえのない命の大切さを教える道徳教育は自殺予防の観点からも重要であると考えております。平成19年度からは、道徳教育を推進する実践研究の実施や、その内容をわかりやすく表した「心のノート」

といった教材の作成、配布といった取組もしているところです。

また、平成 23 年度においては、各都道府県・指定都市に対して、特色ある道德教育の実践や地域教材の作成等を支援する事業も実施しております。

7 ページに移っていただきまして、上から 2 つ目の○にございますが、有害情報対策としてフィルタリングの普及などの教育・啓発活動を支援する事業である「地域の実情に応じた有害情報対策事業」を平成 19 年度から実施しているところです。

また、保護者や子ども向けの携帯電話の利用に関するリーフレットの作成・配布や、子どもの携帯電話をめぐる問題に関する DVD 等の映像資料の作成・配布を実施しております。

それから下から 3 つ目の○にございますように、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けた「e ネットキャラバン」という保護者や教職員の方を主な対象とした啓発講座について、総務省とも連携して支援を行っているところです。

最後に、下から 2 つ目の○にございますように、本年度から小学校で新しい学習指導要領が実施されておりますが、この中で情報モラル教育に係る記述を充実させるとともに、情報モラル教育を確実に実践していただくために、教員の指導あるいは各学校や教育委員会の取組の参考となるような手引を作成しているところです。

私どもからは以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

続きまして、厚労省からお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省障害部です。8 ページをごらんください。「(3) うつ病についての普及啓発の推進」の部分です。

先ほど研究班の御紹介もしましたが、それらの成果物を踏まえまして「うつ対策推進方策マニュアル」「うつ対応マニュアル」を作成いたしまして啓発をしているほか、それらを普及するための全国大会の開催をさせていただいております。

また、昨年 9 月、うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療、生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」というのを厚生労働省のホームページに開設をいたしております。また、1,000 人規模の保護者や若年者の調査を踏まえまして作成した「こころもメンテしよう」という若者向けのサイトも厚生労働省のホームページに開設をいたしております。こちらのサイトについては今年度もアクセス状況などを踏まえまして、内容の充実・改定を随時行っているところです。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

以上で前半の報告をいただいたところでございますので、これから皆さんからの御質問・御意見をちょうだいしてまいりたいと思います。どうぞお願いいたします。

それでは、清水委員から。

○清水委員 3 点ほどあるんですが、1 つは、まず警察庁に非常に感謝したいと思ってい

ます。かねてからこの会議でも、あるいは別の場でも警察の統計データを自殺対策に生かせないかと、地域の自殺者の実情、職業別、年代別あるいは同居人の有無、未遂歴の有無といったものが包括的に把握できるデータというのは警察庁のデータしかなかったわけで、それがこのたび、月別、かつ、市区町村別に細かくタイムリーに出てくるようになったということは、自殺対策の推進において非常に重要な一歩だと思いますので、まずそのことを感謝申し上げたいと思います。

その上で2点、御質問があるんですが、1つは、さまざまな調査がなされているわけですが、それらが具体的にどういう施策につながったのかということを確認させていただきたいと思います。

ただ網羅的にすべてということではなくて、例えば内閣府で行っている硫化水素自殺事案とマスメディア報道に関する調査研究というものです。メディアが大きくセンセーションに取り上げたときに自殺が増えているというのは、過去の日別の自殺者の統計からもわかっているわけで、また、先月に自殺者がぐっと増えた1つの要因として、これはまだ検証してみないとわかりませんが、もしかしたら5月上旬に自殺でなくなった貧乏アイドルで売り出していた若いタレントさんが亡くなって、そのことがかなり報道されたということも、もしかしたら自殺者増の要因になっている可能性がある。そうしたこともあって、メディアに対しての働きかけというのはWHOの自殺報道ガイドラインもありますし、やっていく必要があると思うんですね。

総務省さんの方でもいろいろやられていると思うんですけども、エビデンスがちゃんとあった上で、つまり報道がこれだけなされたときにこれだけ増えているよということを示した上にガイドラインを提示すれば、メディアもそれなりに、それを参考にガイドラインをつくる可能性があるので、これまで自殺予防総合対策センターとか、私たちも個別の記者に当たっているんですが、個別の記者を幾ら説得したところで担当が代わったら、別の記者だったりディレクターだったり、また派手に報道することがあったりするのでガイドラインをつくってもらうということは非常に重要で、そのことに生かされているのかどうかということをお伺いしたい。

あと、調査の結果がどういうふうに施策につながっているかを確認したいという点で言うと、厚労省の自殺未遂者及び自殺遺族等へのケアに関する研究とあるわけですが、これは未遂者支援が日本ではかなり遅れているというのが私の認識で、その未遂者支援に具体的にどういうようにつながっているのか、あるいはつなげていこうとされているのか。また、たしか5年間で10億円ぐらいかけて行った未遂者の自殺対策戦略研究というのがあったと思うんですけども、その戦略研究の成果がここに書いてないので、それも含めて未遂者支援をどういうふうにされていっているのかということをお伺いしたいと思います。

最後の2つ目は、この自殺の実態を明らかにするという大綱の項目の中に、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査を支援というふうに、大綱の中にうたっていた

いているわけですが、その意味で言うと、私たちがライフリンクとして弁護士とか精神科医とか、あるいは経済学の学者さんとかと連携して行った、あるいは遺族の方たちと一緒に連携して行った自殺実態白書というのがありまして、御存じのことなんです、500人以上の自殺で亡くなられた方のお一人おひとりのケースを調べて、それを分析して公表している結果ですけれども、それは2008年7月に当時の担当大臣だった岸田大臣に直接お渡しして、施策に生かすというふうに言っていただきましたし、また、国会の委員会等でも繰り返し取り上げていただいている報告書なわけですが、その聞取りの調査の結果がどういうふうにして国の施策に生かしていただいているのか、その部分についても確認させていただきたいと思います。

以上です。

○樋口座長 それでは、内閣府から先にいきましょう。

○内閣府 まず1点目のマスコミとの関係でございますけれども、過去におきましても新聞報道、特に自殺の関係の記事が大々的に載ったときにおきましては、自殺者が増えている傾向があるということはわかっております。そういうことにつきまして、去年の白書で具体的に幾つかの新聞記事も引き合いに出しながら、その後いかに自殺者が増えたかということもお示しをしているところでございます。

今、清水委員からありましたWHOのガイドラインのことで、マスコミの報道いかんによっては自殺が更に助長されるということはこれまでも実際に実態としてあるわけでございますので、よくよく注意をしていただきたいと思いますところでありまして、今年3月の月間を行う前にマスコミの方々を集めて、こういうことで集まって話をする機会がございます。先週、閣議決定した白書を記者発表する際にマスコミを集めてレクをしております。そういうときにも、このWHOのガイドラインというのを各記者さんに配って、こういうものを挙げているので、これについては皆さんの中で周知徹底してほしいという呼びかけをしております。

3つ目の自殺実態白書につきましては、自殺には清水さんが指摘されているように3つ、4つの複合的要因というものがあるんだということがありますので、1つの施策ではなくていろいろな施策を複合的にやらなければいけないということで関係省庁とも協力しながら、月間でありますとか予防週間を決めまして、いろいろな省庁との連携ということに重点を置いて対策を講じてきているところでございます。

○樋口座長 それでは厚労省、お願いします。

○厚生労働省 自殺未遂者の方への対策なんです、御指摘の研究事業を踏まえて自殺未遂者のケアガイドラインというものを作成しております。こちらのガイドラインについては、いわゆる救急医療の現場に未遂者の方が運ばれてきますけれども、そういう方は必ずしも精神医療の専門スタッフではないので、そういった方に対して、自殺未遂者の方にどういうふうに対処したらいいかといったようなことをまとめたガイドラインになっていまして、こちらを日本救急医学会と日本精神科救急医学会の御協力を得て、救急医療スタッ

フ向けの研修会を、そのガイドラインを活用して実施をさせていただいております。昨年度は、4回その研修会を実施させていただいております。

また、戦略研究につきましては、自殺未遂者の方のフォローアップを、ケースワーカーの方が定期的に電話をしたり、関わることで自殺の再発をどれだけ防ぐかという研究になるんですが、今年の夏までそのフォローアップをしているので、その後、解析をしてその結果が出る予定になっております。

○樋口座長 清水委員、よろしいでしょうか。

○清水委員 自殺実態白書の中で、自殺の背景には複数の要因が絡んでいるということが書かれていて、それに基づいて、複数の要因があるから複数の機関の連携が必要だというところが生かされているというお話でしたけれども、それは物すごくざっくりとしていて当然のことであって、自殺実態白書にもっと職業別の危機経路であるとか、あるいはそれぞれの要因がどう連鎖していくのか、リスクの拡散のこととかも盛り込んでいるわけですね。そうしたものを少なくとも検証して、それをどういうふう施策に生かすかということをやっているのかどうか、そこをお伺いできますか。

つまり、大臣に提出し、施策に生かすと言っていたら、それがどういうふうになっているのか。勿論、私も政府の中の間人でもあるので、見て、いろいろ中の者としても発言をしているんですが、どうも生かされているような気配を感じない。

○安部参事官 具体的に個々の施策にどう反映したかというのは説明しづらいところもあるんですけども、自殺実態白書という貴重なデータがありますので、それを踏まえてさまざまな策を講じる際には大いに参考にさせていただきますし、また、内閣府参与として入っていただいた清水さんにおきましても、常日ごろからいろいろなアドバイスを受けながら、清水さんの御意見を踏まえながら施策を講じてきたと思っております。

○樋口座長 今のことに関してですか。

どうぞ。

○斉藤委員 清水さんの今の御質問については、この前も私はちょっとコメントしたんですが、警察庁の統計は各都道府県も十分承知をしていて、いわゆる自殺多発地域というのがあるんです。それは自殺の名所だけではなくて、1つの地域と言いましょか、例えば過疎地です。県によっては、新潟の松之山町が1つのモデルですけども、最近はこのモデルは久慈市でもかなり前から実施されておりますし、秋田県でもそうです。

ですから、国のようなレベルで、先ほどのような御質問をされてもちょっと当惑されているのではないかと思うんですが、つまり各都道府県の自殺関連の担当者に、やはりこの辺ははっきり確かめないと、少しも答えが出てこないんですね、実態は。だから、ここで皆さんに質問されても何かむなしい思いがしますけれども。

○清水委員 いや、逆に言うと都道府県とかメディアとかからは問い合わせがあつて、今、都道府県の自殺対策の立案の根拠に自殺実態白書は頻りに使われています。市民向けに配るリーフレットの中にディテールを盛り込ませてもらいたいというようなことでもたくさ

ん来ています。

それは地域の取り組みに当然最終的には生かしていくわけですが、それが国として、そうした情報提供と都道府県とか市町村に行っているのかも含めて、どういうふうにして国として自殺で亡くなられた方たちが残した足跡を、実態を生かしているのかということとは私は。

○斉藤委員 必ずしもその辺は国に上がってこないというか、例えば長崎の雲仙とか、あるいは熊野地方、それから清水、富士市。あそこは製紙業が盛んなところですが、一体あの地域の産業の製紙業とどういう関連性があるのか、そういう研究というのは少しも出てこないし、恐らく国に対してもそういう報告はないと思うんです。

ですからそこは、やはり各都道府県にきちんとその辺を確認していかないといけないわけで、だからその辺をまとめるのは勿論国の仕事でしょうけれども、やはり都道府県単位できちんと確認をしていかない、僕はいけないと思うんです。どうでしょうか、その辺。

○樋口座長 ちょっとこの議論がもう少し。蓮舫大臣から御発言があります。

○蓮舫大臣 今お2人の意見、どちらも正しいと思っているのですが、ただ一点言いますと、今年の白書をつけておりますけれども、今までの白書よりも相当具体的な数値を入れて、より具体的な事例を入れて、清水さんにもチェックをしていただいて、私も見てチェックをしました。白書としては、私はいわゆる役所仕事ではないと、これは自負をしています。

ただ、まだまだ足りない部分はあるので、それはまさにこの今回の大綱の見直しについて、ここで御議論をいただいたものが、各市町政策の取り組みとどういうふうにもっと現実的にできるのかというのを、今まさに御議論をお願いしている段階です。そのときにやはり警察庁さんの御努力というのは非常にありがたくて、毎月資料を細かく、基礎自治体レベルで増減も含めて出していただけることが、逆に言うと自治体にとっての緊張感にもつながる。それはもう斉藤さんが電話相談等でまさにリアルに受け止めている部分を、自治体の方が緊張感を持っている。その部分では研究班にもっと迅速にという指示を出そうと思っておりますが、まずは自治体が、自分たちがワーストに載らないような御努力をしていただいて、その結果改善してきたものを、我々がタスクフォースを受けてできた実施体制で直接ヒアリングをして、現場の声を聞いて、それが国の施策とどういうふうに合致をしていけるのか、ミスマッチがあるのかというのは、それは私の下で責任を持ってやっていきたいと思っています。

○清水委員 ちょっと補足、1点だけ。

○蓮舫大臣 清水さん、あなた政府だから、そこはわかった上でほかの方の意見を言ってもらいます。

○清水委員 誤解があるようなので、そこを御説明します。

私が言った自殺実態白書というのは、確かに「白書」という名前はついていますが、これも民間が行っている調査の報告書です。これは、そのことを言っていたのであ



て、「自殺対策白書」のことを言ったのではないので、そこは。

○樋口座長 わかりました。それはまた今後の議論の中で含めていただきたいと思います。

では、高橋委員が手を挙げておられます。

○高橋（信）委員 経団連の推薦委員の高橋です。前は欠席して申し訳ありませんでした。

ただいまの報告について2点教えていただきたいです。1点は、資料の4ページの下に関して、厚生労働省でいろいろと分析はしていただいていますけれども、以前提言させていただきまして、労災に認定された、あるいは労災事案になったものについて、その背景の中から見出せることがあるのではないだろうかということ。その進捗の経過がありましたら、その状況を聞きたいと思います。

労災の審査のときには、その人の生活状況、個人的な特性、あるいは健康診断の経過、仕事・職場での様子、そういったことをつぶさに調べます。担当官が詳しくやりますので、かなり確かなデータが集められていると思います。職域における自殺ということが、しばしば話題になりますので、その点をもう少しクリアにさせていただけると、次のステップに進めるのではないかと思います。

もう一点は、文科省の関係です。6ページにありますように道徳・教育を進めたり、P T A、その他とネットワークをつくって対応するということがやられているということですが、この中で大学教育でどういうことをされているかということを知りたいと思います。

というのは、私どもでも、入社してすぐ不適應を起こしたりする例がしばしば見られているということです。会社に入ってから生活のルールを教育し直さなければいけないなどという声がよく聞こえてきます。最近「ゼロ次予防」と言うことが言われていますが、元気なうちから人間関係の形成であるとか、困ったときに社会資源のどこに相談したらいいのかということをお教えしておくといいと思います。今年の新入社員140人にアンケートをとったら、そういうことを聞いたことがあるというのがたかだか数名でした。ほかの者は学校で一切聞いていないということでした。是非学校教育の中で、教養課程の辺でいいと思いますが、具体的な話をしておいていただくとありがたいです。

以上です。

○樋口座長 今の点につきまして、何かございますか。厚労省。

○厚労省 厚生労働省労働基準局安全衛生部でございます。

1点目の労災事案になったものの背景から何か見出せるものがないかということですが、今、手元に詳しいもの一切持っていないので御説明できませんけれども、21年度に一応そういったことを調査したということですが、具体的にはまた別の機会にでも御説明できるのではないかと考えております。

以上です。

○足立委員 弁護士会の足立でございます。

今の御説明の中でもう一つお願いなんですけれども、我々のやっている仕事、過労自殺